

令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症の対応について (令和4年12月19日時点)

島根県教育委員会
松江市教育委員会

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対策を講ずる必要がある令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜は、受検者が移動して、1つの会場に集合する形となるものの、検査中は基本的に検査問題を解くことに集中し、他の受検者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、感染拡大のリスクは比較的低位に分類されます。入学者選抜の実施時期に全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、受検者が事前の体調管理を心がけ、検査当日も受検者が家庭での検温などにより自身の健康状態を把握した上で受検に臨むよう促すことなども含め、十分な対策を講じた上で入学者選抜を実施し、受検機会の確保を図ることが重要と考えます。これは、令和4年6月14日付け文部科学省初等中等教育局長及び総合教育政策局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」の考え方に沿うものであり、受検者側においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)」を日々実践することを前提に、各検査場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受検者に安心して受検できる場を提供できるかという視点に立って、入学者選抜を実施しますので、以下の2について、受検者への指導とあわせてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、以下は一般選抜(追検査含む)に限らず、推薦選抜、特別選抜、スポーツ特別選抜、第2次募集においても準じてご指導、ご対応ください。

また、政府等の新型コロナウイルス感染症への見解や県内の感染状況によって対応を見直すことがあることをご了承ください。

2. お願いしたいこと

(1) 「受検者のみなさまへ」「受検者のみなさま、保護者のみなさまへ」及び「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」の配布について

お手数ですが、印刷して受検者に配布いただき、次の点は特に受検者への指導をお願いします。

○検査当日は、「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」により、家庭で検温するなど健康状態を確認すること。

次の場合は、無理せず学力検査の受検を取りやめ、追検査での受検を検討するとともに、中学校に連絡すること。

- ・「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」で追検査の判断基準に該当している場合
 - ・インフルエンザ等で38.0度以上の熱がある場合
 - ・38.0度までの熱はないが、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する場合 など
- なお、高等学校への「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」の提出は不要です。

○マスクを必ず着用すること。ただし、文字等の印刷されていないものに限る。

○検査場は、換気のために室温が低い場合もあるので、着脱可能な暖かい服装の準備をしてくること。検査時に制服の上に防寒着を着る場合は、無地で文字等の印刷されていないものに限ること。

(2) 受検ができない者(新型コロナウイルス感染症に罹患した者、発熱・咳等の症状がある濃厚接触者、無症状の濃厚接触者において特別措置による対応が困難で当日受検できない者など、上記(1)に該当する者)が、追検査を希望する場合の添付書類について

- ・医師の診断書については、中学校長が証明する「申告書(別紙様式第25号-2)」に代えることが可能です。中学校長を通じて志願先高等学校に電話で申し出るとともに、「申告書(別紙様式第25号-2)」を添付してください。

(3) 特別な事情がありマスクが着用できないとの申し出があった受検者への対応について

特別措置の対象ではなくマスクの着用をしない場合は受検できません。特別な配慮を必要とする場合は、「令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)

にしたがって対応してください。

(4) 受検者が、受付までに、発熱や咳等により追検査の希望を申し出た場合の手続き等について
受検者（保護者）から連絡を受けた中学校長の対応としては、次のような流れとなります。

① 欠席理由の連絡

【受検者・保護者 → 中学校長】

中学校長は、追検査の出願資格を確認するとともに、追検査希望の意思を受検者に確認。

② 欠席理由及び追検査希望の有無の報告

【中学校長 → 高等学校長】

出願時に検査場の特別措置を願い出ていた者は、学力検査場の高等学校長にも連絡。

以後の手続きは「実施要綱」にしたがってください。

また、検査当日の受付後に、追検査を検討すべき判断基準に該当する受検者が発生した場合は、高等学校から中学校（引率教員、中学校長）に連絡し、中学校から当該受検者の保護者に連絡を入れることとなります。

なお、**追検査の出願資格**は次のとおりです。

「学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者及び検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により学力検査等を受検できなくなった場合」

インフルエンザ罹患者だけでなく、次のような場合も含むものとします。

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- 発熱・咳等の症状がある濃厚接触者
- 無症状の濃厚接触者において特別措置による対応が困難で当日受検できない者
- 「[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト」で追検査の判断基準に該当し、自己申告をした者
- 38.0 度までの熱はないが、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者 など

(5) 無症状の濃厚接触者である受検者への対応について

以下の i)～iv)のいずれの要件も満たしている場合は、受検を認めることができますので、**検査前日の午前 10 時まで**に**中学校長を通じて****志願先高等学校長に連絡**してください。それ以降の申し出については、追検査で受検することとなります。

申し出は、期限までに電話で連絡を行い、その後中学校長が証明する「申告書」（別紙様式第 25 号-2）を提出してください。

- i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施する PCR 等の検査（行政検査））の結果、陰性であること
- ii) 受検当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて、自家用車等で検査場に行くこと
- iv) 終日、別室で受検すること

(6) その他

- ・検査前日の 15 時に、志願先高等学校のホームページを見るよう受検者にご指導ください。通常実施でない場合、又は特に受検者に知らせたいことがある場合のみ掲載があります。
- ・受検の可否は「新型コロナウイルス感染症に関する受検可否の対応表」を参照ください。
- ・合格発表については、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症対策として、各高等学校での掲示はせずホームページへの掲載のみとする方向で検討しています。正式には今後お伝えします。

3. 添付書類等

- ・受検者のみなさまへ（新型コロナウイルス感染症の対応について） …… **配布用**
- ・受検者のみなさま、保護者のみなさまへ（新型コロナウイルス感染症に伴う対応について） …… **配布用**
- ・[受検者用] 検査当日健康状態チェックリスト …… **配布用**
- ・申告書（別紙様式第 25 号-2） …… 中学校長が証明する様式。 ※「実施要綱」にはありません。

令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜 新型コロナウイルス感染症に関する受検可否の対応表

(令和4年12月19日時点)

〔 受検の可否： ◎通常受検可 ○一定の条件下での受検可 ×受検不可 〕

項目	区分（受検日の状況）		受検の可否	備考
	受検者の状況	判断基準（チェックリスト参考）		
①	陽性者	PCR 検査陽性で治療を要する	×	追検査が難しいと判断される場合は別途指示
②	濃厚接触者	症状なし ※チェックリスト A欄：0項目 B欄：0項目	PCR 検査待ち または 結果待ち ○別室対応	
③		PCR 検査陰性 または 検査不要 ○別室対応		
④		症状あり ※チェックリスト A欄：0項目 B欄：1項目	PCR 検査待ち または 結果待ち ×	追検査が難しいと判断される場合は別途指示
⑤		PCR 検査陰性 または 検査不要 ×	追検査が難しいと判断される場合は別途指示	
⑥	①～⑤ 以外の 接触者	症状なし ※チェックリスト A欄：0項目 B欄：0項目	PCR 検査待ち または 結果待ち ◎	
⑦		PCR 検査陰性 または 検査不要 ◎		
⑧		症状あり ※チェックリスト A欄：0項目 B欄：1項目	PCR 検査待ち または 結果待ち ○別室対応	
⑨		PCR 検査陰性 または 検査不要 ○別室対応		
⑩	①～⑨ 以外の者	特記なし	○ チェックリスト により判断	追検査が難しいと判断される場合は別途指示

※ 別室対応の該当となる受検生の在籍する中学校長は、速やかに受検先の高等学校長へ連絡すること。

※ 濃厚接触者とは、陽性者と生活を共にしている同居者等をいう。

※ 無症状の濃厚接触者（上記②③）は、公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて、自家用車等で検査場に行くこと。但し、以下(i)(ii)の条件を満たすタクシーの利用は可とする。

(i) 業界団体が策定した感染症対策ガイドライン等に基づき、感染症対策を講じている車両等を利用すること。

(例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと等)

(ii) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用すること（「流し」のタクシーは利用しないこと）。